

平成30年度 各種助成制度事業概要

※車両台数は被牽引車を除く。

助成事業	概要			
	助成単価(円)		助成枠等	
1.運転者適性診断料助成 ※1	一般診断	NASVA 2,300 ムジコグエイト 3,000	上限:車両台数(乗務員に限る)	
	初任・適齢	2,300		
2.運転記録証明交付手数料助成 ※1	630		上限:車両台数×1.2(乗務員に限る)	
3.職場健康器具(血圧測定器)導入促進助成	業務用	機器費用1/2 上限50,000	上限:1事業所1台 業務用は指定機器に限る (業務用=管理医療機器かつ特定管理医療機器である全自動血圧計)	
	一般用	機器費用1/2 上限10,000		
4.定期健康診断料助成	1,500		上限:車両台数×1.2(乗務員に限る)	
5.ドライブレコーダ機器等導入促進助成 ※2	運管型	機器費用1/2 上限30,000	分類共通 車両台数1/2 上限20台 指定機器に限る	
	標準型	機器費用1/2 上限20,000		
	簡易型	機器費用1/2 上限10,000		
6.安全装置等導入促進助成 ※2	(1)後方視野確認支援装置 (2)左折時巻込み車載カメラ (3)アルコールインターロック装置 (4)IT対応携帯型アルコール検知器	20,000	車両台数1/2 上限20台 (2)は車両総重量7.5t以上に装着したものに限り (4)はGマーク取得事業所に限る	
7.衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成	費用1/2 上限100,000		上限3台 中型車(車両総重量3.5t~8t)に装着したものに限り	
8.睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成 ※3	5,000		車両台数1/2 上限50名	
9.トラックドライバー等安全教育訓練助成 ※3	受講料の一部 交通費(JR)の1/2 上限20,000		上限:1事業所3名 受講料助成額はコースにより別途定める 交通費は青森県外のものに限り	
10.運行管理者一般講習受講料助成 ※1	3,100		運行管理者等	
11.アイドリングストップ支援機器導入促進助成 ※2	機器費用1/2 上限60,000		上限3台 指定機器に限る	
12.グリーン経営認証制度促進助成	新規・更新	上限50,000	上限なし	
13.荷役機械の運転及び作業に係る技能講習受講料助成	フォークリフト	11h講習	3,000	車両台数1/2 上限20名(分類共通) 陸災防が実施する講習に限る
		31h講習	6,000	
	移動式小型クレーン		3,000	
	玉掛け作業		3,000	
14.交通労働災害防止管理者講習助成 ※1	3,000		陸災防が実施する講習に限る	
15.安全衛生推進者教育講習助成 ※1	3,000			
16.車両系荷役運搬作業指導者等講習助成 ※1	荷役災害防止担当者安全教育講習	3,000		
	荷卸し作業指揮者講習会			
17.大型・中型・準中型運転免許取得助成 ※2	青ト協	取得費用の1/5 上限40,000	1事業者 助成額上限10万円(中型8t限定解除は除く)	
	全ト協	準中型 新規取得 40,000 普通免許取得後 40,000 5t限定解除 25,000	1事業者 助成額上限10万円 ①②いずれも該当する者 ①平成元年6月2日以降生まれの者 ②平成29年4月1日以降に採用の者	
18.中小企業大学校講座受講料助成 ※3	受講料の2/3		中小事業者に限る	
19.信用保証料助成	保証料の1/2 上限 200,000		セーフティネット保証制度活用に限る	
20.近代化基金融資利子補給制度	ポスト等融資	利子補給率 0.3% 商工中金との取引に限る ポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用自動車の導入資金に限る		
	一般融資	利子補給率 0.3% 商工中金との取引に限る ①施設整備資金 ②荷役機械購入資金 ③上記ポスト新長期等融資対象外の車両導入資金		

全ての助成事業は予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了します。

※1 助成事業の「1、2、10、14、15、16」は、事業者から青ト協への助成申請は不要です。

※2 助成事業の「5、6、11、17」は、事前申請(共通様式)により助成金の承認が必要となります。

※3 助成事業の「8、9、18」は、実施前に事前申請(所定様式)により助成金の承認が必要となります。